























































## (重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(新株予約権の発行について)</p> <p>当社は平成19年6月27日開催の第11回定時株主総会において、会社法第236条、第238条並びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することを決議いたしました。</p> <p>その概略は以下のとおりであります。</p> <p>1 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を引受けるものを募集する理由</p> <p>ストックオプション制度の活用により、当社の従業員に対し、業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>2 株主総会決議による委任に基づき募集事項を決定することができる新株予約権の数の上限</p> <p>7,200個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権1個当たりの新株予約権の目的となる株式の数は100株とする。</p> <p>3 新株予約権の払込金額</p> <p>無償とする。(新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。)</p> <p>4 新株予約権の発行要領</p> <p>(1) 新株予約権の割当てを受ける者</p> <p>当社の従業員</p> <p>(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数</p> <p>普通株式720,000株を上限とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることが出来る1株当たりの払込金額(以下「行使価格」という)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価格は、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という)の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切上げる。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値の無い場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。</p> <p>なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合等を次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}} \times 1$ <p>また、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。</p> $\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left( \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株数}} \right)}{1}$ <p>(4) 新株予約権の権利行使期間 平成21年7月1日～平成26年6月30日</p> <p>(5) 新株予約権の行使条件</p> <p>①新株予約権者は、権利行使時においても、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職の場合には(4)に定める権利行使期間の範囲内で、当該期間の開始時、又は退職のどちらか遅い時点から2年間に限り権利行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権の質入その他の処分及び相続はこれを認めない。</p> <p>③その他の条件については、本株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と従業員の間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額および資本準備金に関する事項</p> <p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に伴い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切上げる。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(7) 譲渡による新株予約権の取得制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。</p> <p>(8) 新株予約権の取得事由 ①当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、無償で新株予約権を取得することができる。 ②新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当取締役会において別途決定する日において無償で新株予約権を取得することができる。</p> <p>(9) 新株予約権のその他の内容 その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。</p>

## 5. その他

### (1) 事業別売上高明細表

事業別	科目(事業内容)	前中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日		当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日		前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	
		金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比	金額(千円)	構成比
国内線	旅客収入(定期の航空機による旅客の運送)	18,273,721	96.61	26,337,438	97.30	38,416,513	96.71
	貨物収入(定期の航空機による貨物の運送)	466,617	2.47	434,050	1.60	894,266	2.25
国内線合計		18,740,339	99.08	26,771,489	98.91	39,310,779	98.96
附帯事業	附帯事業収入(航空運送に附帯関連する事業)	174,409	0.92	294,045	1.09	415,125	1.04
合計		18,914,748	100.0	27,065,534	100.0	39,725,905	100.0

### (2) 受注実績

当社は受注生産形態をとっておりません。よって該当事項はありません。